

いわき市民訴訟・第39回口頭弁論レポート

1 期日（令和2年1月15日）の報告

本日は4名の原告本人尋問を実施しました。

①Y. M（男性）

Yさんは、原発事故当時、いわき医療生協の副理事長、介護事業を運営する会社の常務取締役、そして地区の常会の会長を兼務されていた方です。また、いわき市役所に24年間勤務した経験から行政実務に精通し、かつ、学生時代から原水爆禁止運動に関わった経験から、核爆発や放射性物質について豊富な知識をお持ちの方です。

原発事故発生後、ご自身のポジションから、ライフラインの途絶、物資の欠乏で悩む中、介護施設に入居していた高齢者や、地域の人たちの生活のため、いわき市の災害対策本部と連携しながら、物資の確保などに奮闘されました。

一方で、その豊富な知識から、事故発生当時は、急性障害による被害を心配したことをお話しされました。とくに炉心の爆発が起こっていれば、中性子による被害が発生する可能性があり、その場合は、JCO臨界事故のときのようなとてつもない被害が地域を襲う、そのことの凄まじい恐怖を覚えたとの証言は、法廷をピンとした緊張に包みましました。

その後もたらされた情報から少なくとも急性障害はないとわかったが、しかし、晩発性の障害が発生するおそれがあるとわかって、発生した感情を、Yさんは、「嫌な感じ」と表現しました。自分にも晩発性のガンや、白血病の症状が発生する可能性は否定できない。いわきの市民には、だれにもその可能性がある。そのことは、常に心のどこかにあって、何かのきっかけで呼び起こされてくる。そんな感情をずっと持っていなければならないことの辛さを、Yさんはうったえました。

Yさんは、打てば響く方で、尋問する代理人弁護士としてはこの上なく楽をさせてもらいました。

②S. M（女性）

Sさんは原発事故でパニックの中、お孫さんの死んじゃう！死んじゃう！早く早く！という必死な声に押されるようにして、関東地方や福島市内に避難をしました。

いわきでのパニックから一転、避難先では、何もすることのない生活の苦痛を味わいます。Sさんは、何もすることがないというのは、こんなにもつらいことなのかと思ったといいます。

3月末、いわきに戻ったSさんは、自分も原発事故の被害者でありながら、被災者たちの支援活動にも取り組みます。

こうしたことは、原発事故の被害地域であると同時に、相双地区からの避難者の最大の受入れ地域でもあるいわき市に特有なことといえます。

そしてまた、こうした複雑で困難な立場にある地域の特性から、いわき市内では、原発事故に伴う様々な人間関係の軋轢も生じ、人々は悩まされています。

Sさんもまた、そうした体験をしました。そのときのことは、今もSさんの心に突き刺さっています。

被ばくをさけるためのストレスでご友人が亡くなったのをきっかけに、Sさんは、洗濯物や布団の外干しを再開し、家の外に置いていた上着を室内に入れ、マスクを外したそうです。

いわきで暮らしているのだから、どうしても避けられない日常生活上の行動はたくさんあります。その中で、被ばくへの不安と一つ一つの行動とを天秤にかけては妥協をし、採るべき行動を選択してここまでできました。

国や東電からの質問にも、Sさんは自信をもって（ときには傍聴席から笑いが出るほどの余裕のある回答をして）しっかりと切り返していました。

Sさん、ありがとうございました。これで安心して遅いお正月気分を味わってください。

③N. T (男性)

四倉町出身のNさんは、益子焼の窯元で修業をした後、修業仲間だった奥様との結婚を機に、故郷に近い大久町に窯を新たに築き、以来40年余り、ご夫婦で陶器の製作を続けてこられました。Nさん夫婦が住んでいる家は、築350年以上にもなる江戸時代初期のとても趣のある古民家です。土間とその奥の小上がりがギャラリーになっていて、ご夫婦が製作した作品が並んでいます。

Nさんご夫婦は、ネットを通した作品の販売はしていません。大久の工房・ギャラリー、いわき市内などで開く展示会に足を運んでくれたお客様と直接交流し、作品を実際に手に取ってもらい、気に入ったものを買ってもらおうということを大切にされていました。Nさんの作品の評判は口コミで伝わり、ギャラリーを訪ねる人を増やし、それがNさんご夫婦の“財産”となっていました。

今回のNさんの本人尋問では、Nさんご夫婦がこうして大切に築いてこられた“財産”，作品を手にしてくれた人たちとの交流が原発事故によって奪われてしまったこと、それは決してお金で償えるようなものではないこととお話いただきました。

また、原発事故が大久の豊かな野山からの自然の恵みを奪ってしまったことについてもお話いただきました。事故から8年もの時間が経過しているにもかかわらず、Nさんの家の前の山で採れたマツタケからは7400ベクレルという高い数値の放射性物質が検出されています。キノコや山菜を採ってきたらご近所にお裾分けする、そういったお付き合いが事故後は失われてしまいました。Nさんの証言を通じて、原発事故が数十キロにも及ぶ範囲で自然環境に長期にわたって影響を及ぼし続けることを改めて感じていただけたのではないかと思います。

尋問前は国や東電からの反対尋問にうまく答えられるかなと緊張されていたNさん

でしたが、とても落ち着いて、堂々と答えておられました。お疲れさまでした。今年の夏の展示会を私も楽しみにしています。

④S. S (女性)

Sさんは、長年、久之浜町に居住し、夫婦共ども、自給自足の生活を目指し、農業を大切にしながら、山や海の自然に触れ合うことを通じた生活、地域おこしや食育などに積極的に取り組んできた方です。

久之浜町は、福島第一原発から30キロ圏内に入っている場所ですが、他の30キロ圏内の地域と異なり、いわき市の北部だけは、緊急時避難準備区域には指定されず、屋内退避区域に指定されたに過ぎませんでした。国際的基準では、屋内退避可能なのは最大2日間程度ですが、この地域は40日もの間、屋内退避区域に指定され続けたのです。

久之浜町は、津波の被害もあり、行方不明者の捜索、流された自宅の片付け、さらには断水などもあり、残った住民は、どうしても外に出ざるを得ませんでした。とても屋内退避を続けるなどできる状態ではなく、いわき市は、国の指示に先立ち、同地域に「自主避難」を求めたのです。

Sさんは、一旦は埼玉の息子宅へ避難しましたが、このまま避難を継続していたのでは、地域が崩壊し、大切にしてきた農業も駄目になってしまうと考え、恐怖を感じながらも久之浜町に戻ってきました。2週間もかけて自主的な除染を行い、被ばくを避ける工夫をしましたが、容易には線量は下がりませんでした。市の除染が行われたのは、平成26年3月のことでした。それまでの間、比較的高い線量の中で、将来の健康不安に慄きながら生活を続けてきたのです。

また、キノコ、タケノコ、イワナなど、今まで、有難い自然の恵みと思われた野菜や川魚から基準値を大きく超えたものが見つかりました。原発事故のために、自然からの恩恵が一気に崩壊させられたような気持ちにされてきました。

採れた野菜や川魚などを知人や親せきに配ることによって、円満な人間関係を維持してきた地域であったのに、放射性物質への捉え方の違いのために、気軽に野菜や山菜などを配ることが出来なくなってしまいました。近くの山にも入る気持ちにならず、山菜採りや溪流釣りなども、ほとんど、行わなくなりました。

Sさんは、最後に、原発事故の被害は人間への被害に止まらない、動物や植物への被害も大きい。次の世代のためにも、このような甚大な被害、取り返しのつかない被害、継続的被害をもたらすエネルギーを止めなければならないと力強く訴えました。

Sさんの生き方、考え方は、聴いている方々皆さんの心を大きく揺さぶったはずで

2 次回期日以降について

今回の3月期日は極めて重要な期日となります。損害論に関する専門家証人の尋問、原告団長の尋問、そして被ばくへの不安が大きくならざるを得ない事故当時妊婦の尋問を予定しています。

令和2年 3月16日(月) 午前9時50分から午後4時45分ころまで

①高木竜輔先生(尚絅学院大学総合人間科学系社会部門)

←いわき市民が受けた固有の被害を立証する

②伊東達也原告団長の本人尋問

←被告の悪質性(責任)と個人の被害立証

③原告本人尋問(1名) <妊婦・被害立証>

5月26日(火) 午前9時50分から午後4時45分ころまで

本人尋問4名 <妊婦・子ども・一般被害立証>